

# グラントソントン花輪の「GST虎の巻」

## Advance Rulingの裁定事例

G S T法では個別の規定適用や解釈について当局に事前裁定を求める制度（Advance Ruling）を定めており、G S T法の下に Authority for Advance Ruling (A A R) が設立されている。A A Rは Advance Ruling の裁定を公表しており、今回は最近のいくつかの事例について紹介したい。

Advance Ruling の裁定は、その申請者と関連するG S T当局のみを拘束するものであり、これが一般に適用されるわけではない。しかし、裁定内容はG S Tを理解する上で興味深く、また、関連規定の解釈にも役立つといえる。なお、Advance Ruling の裁定に不服がある場合には、Appellate Authority for Advance Ruling に上訴できる。

### 1. Rod Retail Pvt. Ltd.— A A R デリー (AAR Delhi)

#### 〔照会内容〕

国際線搭乗券を持ち、インド出国手続をした国際旅客に対して国際空港の保安区域内にある小売店舗が物品を販売した場合、これは物品輸出として0%サプライとなるのか、それともG S Tの対象となるのか。

#### 〔A A R裁定〕

このような物品サプライは輸出や0%サプライにはならず、その物品の適用税率でG S Tが課税される。

- ・ G S T法に基づけば、物品が輸出されたと言えるのは、物品がインド領を超えた場合のみである。
- ・ 単に物品がインド税関エリア境界 (Customs Frontiers of India) を超えただけでは、輸出とはいえない。
- ・ 空路によって物品が輸出される場合、その物品がインド領空もしくはインド領海を越えて初めて輸出となる。
- ・ 店舗は国際空港の保安区域に位置しており、それはインド領内である。従って、物品をインド領から持

ち出したわけではなく、このサプライは輸出ではなく、0%サプライではない。

### 2. Shri Sanjeev Sharma— A A R デリー (AAR Delhi)

#### 〔照会内容〕

土地と上部構造物(建設中)の販売にG S Tは適用されるのか。

#### 〔A A R裁定〕

合計金額の3分の2について、G S Tが適用される。以下に基づいて、税率は18%となる。

- ・ 土地の販売はG S Tの下のサプライの範囲から明確に除外されており、G S Tは適用されない。
- ・ 一方、G S T法では建設活動はサービスサプライとして取り扱われる。
- ・ 本ケースのサプライは、1土地、2物品、3サービス—3つの要素からなる Composite Supply である。土地と建物は不可分であり、個別に販売できない。
- ・ G S Tは土地には適用されないことから、課税対象額から土地の価値は除外されるべきである。
- ・ G S T通達によれば、土地のみなし価値は合計金額の3分の1と規定されている。

### 3. Simple Rajendra Shukla— A A R マハラシュトラ (AAR Maharashtra)

#### 〔照会内容〕

入学試験のための個別指導サービスはG S Tの対象となるかどうか。

#### 〔A A R裁定〕

教育サービスは税率18%でG S Tが課税される。

- ・ しかし、G S T通達に規定される Educational Institution による／に対する教育サービスについては、G S Tが免税となっている。
- ・ 個別指導は、Educational Institute の定義には

含まれず、従って G S T が課税される。

#### 4. Gogte Infrastructure Development Corporation Limited — A A R カルナタカ (AAR Karnataka)

##### 〔照会内容〕

S E Z 外に位置するホテル施設内の宿泊とレストランサービスを、S E Z 内企業の従業員やゲストに提供する場合、S E Z 内企業への物品サービスサプライとなり、0 % サプライとなるかどうか。

##### 〔A A R 裁定〕

本ケースのサプライ場所はホテル施設であり、S E Z 外である。従って、当該サービスは州内サプライであり、G S T が課税される。

- ・ G S T 法の規定によれば、S E Z の承認された活動に対する物品サービスサプライのみが S E Z へのサプライとして取り扱われ、0 % サプライとなる。

- ・ 宿泊サービスのサプライ場所はその施設不動産の所在地である。また、レストランサービスのサプライ場所は、サービスが実施された場所である。

#### 5. M/s Deepak & Co — A A R デリー (AAR Delhi)

##### 〔照会内容〕

以下の物品サプライの適用税率は何か。

- ・ Indian Railway Catering and Tourism Corporation Limited や Indian Railways との取り決めて基づく、列車内やプラットフォームでの飲食物販売

- ・ 列車内での新聞販売

##### 〔A A R 裁定〕

列車内やプラットフォームでの飲食物のサプライは、明確に物品サプライに該当し、サービスの要素はなく Composite Supply にも該当しない。列車は交通手段であり、レストランには該当しない。課税は以下のようになる。

- ・ 物品（食べ物やボトルウォーターなど）のサプライ

イには、それぞれ個別の金額に基づいて（サービスチャージを除く）、適用税率で G S T が課税される。

- ・ 別途請求されるサービスチャージは「Catering services in train」に該当し、その適用税率で G S T が課税される。

- ・ 別途請求される新聞のサプライは、0 % 課税（Nil Rated）となる。

#### 6. Aditya Birla Retail Limited — A A R マハラシュトラ (AAR Maharashtra)

##### 〔照会内容〕

法的要請に従い「Manufactured and packaged by ~」、「Marketed by ~」という表記とともに会社名をパッケージに記載しているが、登録商標やロゴはパッケージに記載せずに商品を専売店で販売することは、G S T 免税となる「Supply other than those bearing a brand-name」に該当するのかどうか。

##### 〔A A R 裁定〕

専売店での物品サプライは、ブランド名の下でのサプライとなり、Non-branded 商品としての免税の適用はできない。

- ・ 本申請者が提供している一定の穀物や豆類については、一定条件のもとに G S T 免税となる。

- ・ 免税が適用されるのは、個別にパッケージされてブランド名が記載されているもの以外（すなわち non-branded items）だけである。

#### <プロフィル>

花輪大資（はなわ・だいすけ）  
グラントソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士（日本）。2006 年に太陽有限責任監査法人入所、10 年 7 月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、I P O 支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13 年 8 月から現職。